

社会資本整備に関する平成22年度政府予算案について

25日、民主党政権が誕生して初めての本予算となる、平成22年度予算の政府案が示された。

これまでの公共事業関係の交付金・補助金の一部を組み替える形で、社会資本整備総合交付金[仮称](2.2兆円)が創設されたが、公共事業関係経費全体では対前年度比18.3%減と、大変厳しい内容となっている。

税収が大幅に落ち込む中、財政規律を保ちながら、「国民の生活が第一」との基本理念に立って、必要な政策を実行していくためには、ある程度の公共事業の見直し・抑制はやむを得ないところではあるが、「国民のいのちと生活を守る」ための基盤となる、地方にとって必要最小限の社会資本までもが、整備の目処が立たなくなるのではないかと懸念される。

また、公共事業が地方の経済を下支えしているという現実もあり、その影響も心配するところである。

地方自治体としては、これまで以上に、公共事業のコスト縮減に知恵を絞りながら、個別事業の検証により「選択と集中」を徹底し、新交付金も活用して必要な社会資本を着実に整備していかなければならないと考えている。

「地域主権」を重要政策に掲げる国においても、その基盤となる社会資本の整備について、将来を見据えた国策として進めていくことが必要である。

地方にとっての社会資本整備の意義・必要性を再認識し、整備の遅れた地域に配慮しつつ、地方にとって真に必要な社会資本整備が計画的かつ効率的に進むよう、しっかりと取り組んでいただきたい。

このような観点から、下記の事項について政府に強く求めるものである。

記

- 1 「社会資本整備総合交付金」の具体的な制度設計に際しては、地方の意見を採り入れ、社会資本整備が遅れている地域に配慮した配分額決定の枠組みとするとともに、これまでの既存交付金等よりも一層、地方自治体が活用しやすい仕組みとすること。
なお、地方における予算編成に混乱を来すことのないよう、制度設計等に関しては早期に情報提供を行うこと。
- 2 社会資本整備に関する事業評価手法の見直しにあたっては、当PTからも「提言」をする準備があるので、それを踏まえ、十分な客観性・透明性を確保しつつ、地域にもたらされる様々な効果や地域が抱える個別の実情を的確に反映できる仕組みとすること。
- 3 社会資本整備に関する重要な制度・方針の変更を行おうとする場合には、国が一方的に決定するのではなく、その検討過程等において必要な時間的余裕をもって具体的情報を開示するとともに、国と地方との協議の場において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。
特に、今回、ダム事業に関して「継続事業」と「検証の対象となる事業」との区分が示されたが、検証の「基準」の作成にあたっては、関係地方自治体からの意見聴取・協議の機会を確保すること。

平成21年12月28日

全国知事会 地方の社会資本整備PTリーダー
大分県知事 広瀬 勝貞